

平成 30 年 7 月 24 日
株式会社日本政策金融公庫

**平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により
被害を受けた中小企業者等の皆さまに対する特別措置の取り扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨*による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、既に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しておりますが、7 月 24 日付で、特に著しい被害を受けた市町村(裏面参照)の区域に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始しました。

日本公庫は、このたびの豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

※7月24日付で「平成30年7月豪雨」から災害名称変更

【特別措置の内容】

対象者	平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた 市町村(裏面参照)の区域に事業所を有する中小企業・小規模事業者等 であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
具体的な措置内容	① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ ② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあつては3千万円)

(注)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般災害特例措置を追加実施(貸付利率の引下げ)しません。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

平成 30 年5月 20 日から7月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨に係る災害救助法適用地域
(11 府県 103 市町村)

岐阜県 (21 市町村)	岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
京都府 (9 市町)	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県 (15 市町)	姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町
鳥取県 (10 市町)	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
島根県 (2 市町)	江津市、邑智郡川本町
岡山県 (18 市町村)	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町
広島県 (13 市町)	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県 (1 市)	岩国市
愛媛県 (6 市町)	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
高知県 (7 市町村)	安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村
福岡県 (1 市)	飯塚市